

J R 東海労申第9号
2025年10月14日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

東京高等裁判所の「判決」に基づく申し入れ

東京高等裁判所は10月8日、令和7年(行コ)第15号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求控訴事件について、第1審判決をさらに補正し、会社が組合からの団体交渉の申し入れに応じなかつたことは、不当労働行為と認定した。

東京高等裁判所の「判決」に基づき、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 10月8日の東京高等裁判所からの「判決」について見解を明らかにすること。
2. 東京高等裁判所は、「会社が組合からの申し入れに対して、応じなかつたことについて労組法7条2号にいう『正当な理由』はなく、団交拒否は不当労働行為に当たるものと認めるのが相当」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにすること。
3. 東京高等裁判所は、「幹事間折衝を開催し、労使慣行が成立していたものと解する余地があるとしても、団交と同程度の実質的な協議が行われたものとみることができない」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにすること。
4. 2019年7月16日付けの東京都労働委員会命令にある、各所への謝罪文掲示を早急に履行すること。
5. 会社は今回の判決に鑑み、組合からの団体交渉請求に対しては、早急に全て団体交渉を開催すること。
6. 労働協約第39条(基本協約第250条)の条文について、(1)から(4)での「の基準」、(6)での「の改訂」をそれぞれ削除すること。また、(7)として「労働組合からの申し入れがあつた場合」の項目を加えること。

7. 会社は今回の判決を真摯に受け止め、労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
8. 東京高等裁判所の「判決」を真摯に受け止め、会社と国は上告等の法的措置を行わないこと。
9. 会社は今後二度と、不当労働行為を行わないこと。

以上